

地域指定年度	昭和 44 年度
整備計画策定年度	昭和 45 年度
計画見直し年度	令和 8 年度

# 福崎農業振興地域整備計画書

## (案)

令和 8 年 5 月

兵庫県 神崎郡 福崎町



# 目次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	7
1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等保全整備計画	7
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5	農業近代化施設の整備計画	11
1	農業近代化施設の整備の方向	11
2	農業近代化施設整備計画	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	13
2	農業就農者育成・確保施設整備計画	13
3	農業を担うべき者のための支援の活動	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
5	農福連携の推進について	13
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	14
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	14
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第8	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	16
別記	農用地利用計画	16

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

##### ① 地域の位置

本町は、神崎郡の南部に位置しており、兵庫県圏域のほぼ中央、北緯 34 度 57 分、東経 134 度 46 分のあたりにある。東は加西市、西及び南は姫路市、北は神崎郡市川町にそれぞれ隣接している。町域は、東西約 10.1 km、南北約 11.5 km で、行政面積は約 45.79 km<sup>2</sup>を有している。

##### ② 自然的条件

本地域は、北・東及び西の3方向を中国山地東部の支脈によって囲まれ、南が姫路平野に向かって開いた小盆地を形成している。この中央を、朝来市生野町に源を発する市川が北から南に向かって流れており、これとおおむね直角に交差する大貫～西谷を連ねる構造谷によって南北に分かれている。

気候は、概ね瀬戸内海型に属し穏やかだが、内陸型気候の影響も受け、沿岸地域と比較して寒暖の差が大きくなっている。

##### ③ 土地利用の状況

本町は、北西部と東部を中心に山林が広がり、中央部を南北に流れる市川をはさんで東西それぞれに市街地が形成されている。市街地と山林の間はほとんどが農地で、その中に集落が点在している。

市街化区域を除く市川兩岸の平地や七種川の上流域および平田川流域は、農地、ため池で形成され、農地として生産の場であるとともにゆとりと広がりのある美しい田園景観を有している。

今後も、農業生産の基盤を強化するため、ほ場整備等を計画的に推進するとともに、農地の集積・集約化と生産性の向上を図るため、担い手農家や営農組織を育成・強化し、農地の保全に努める。

##### ④ 地域の人口及び産業

令和7年11月末現在の住民基本台帳による人口は、18,382人である。

今後の見通しとして、福崎町第6次総合計画では、総人口は減少傾向にある中、老年人口割合は年々上昇しており、令和2年時点で29.6%と高齢者の割合が3割に近づいている。

第6次総合計画の基本構想では目標年次（令和15年）における将来の目標人口を18,500人とし、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口、自治会やボランティア活動等のまちづくり活動を行う活動人口を増やすことにより、つながりの豊かな活力あるまちを目指すとしている。

また、まちの将来像を実現化するため①「ともに進める持続可能なまちづくり」、②「学びを充実し文化を育むまちづくり」、③「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」、④「地域の特性をいかした活力のあるまちづくり」、⑤「誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり」の5つの基本計画を定め、まちづくりを進めている。

「地域の特性をいかした活力と魅力のあるまちづくり」では、産業に共通する課題として、事業継続問題や経済基盤の強化、後継者や人材の確保等があげられており、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が見込まれる中、事業規模の適正化や効率性の向上、作業の自動化等、地域産業の持続可能性を高めるための連携した取組が必要となり、人口の定着や移住・定住を進める上においても、地域経済の循環は非常に重要なものとなっており、引き続き各種産業の振興に努めるとしている。

##### ⑤ 将来の土地利用

福崎町第6次総合計画においては、土地利用に一定の方向性を与えながら、限られた土地を

有効に活用するとしている。

具体的に各々のゾーン（①住宅ゾーン・②田園居住ゾーン・③農業振興ゾーン・④森林保全ゾーン・⑤商業ゾーン・⑥工業ゾーン・⑦文化ゾーン・⑧学園ゾーン・⑨レクリエーション・観光ゾーン）の方向性と相互の関係性を定め、均衡のとれた土地利用ができるように計画的に取り組むこととしている。

また、北西部と東部を中心に広がる山林（森林保全ゾーン）と中央部の市街地（住宅・商業ゾーン）を取り囲む地域（田園居住ゾーン）の間に位置する農地（農業振興ゾーン）において、豊かな自然と美しい景観を保全しながら農業振興地域では、農業生産の基盤を強化するため、ほ場整備等を計画的に推進することとしている。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R6)	789.2	47.1	4.3	0.3	0.0	0.0	245.0	14.6	636.5	38.0	1,675.0	100.0
目標 (R16)	759.1	45.3	3.6	0.2	0.0	0.0	345.0	20.6	567.3	33.9	1,675.0	100.0
増減	-30.1		-0.7		0.0		100.0		-69.2		0.0	

(注) 基礎調査資料「第3 土地利用の現況及び見通し」の「1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し」の現況と見通しの面積を参照。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地等約 789ha のうち、農用地区域の農用地等以外を除く約 567ha、その他約 203ha、合計約 774ha について、農用地区域を設定する方針である。

#### a 集落区域内に介在する農用地

該当集落数 26 該当農用地面積 約 112ha

#### b 自然的な条件等からみて農業近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(立地条件により、今後、農用地としての存続が困難なもの) 約 31ha

#### c その他

(A) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地 約 6ha

(B) 道路沿線市街地として開発の進みつつある国道 312 号、県道三木穴栗線、  
県道田口福田線及びその他町道で主要路線の沿線の農用地 約 53ha

### (イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

(ア) 及び (ウ) の方針に従い、設定する農用地区域の土地に隣接する土地改良施設について農用地区域を設定する。

### (ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

既存の育苗施設及び乾燥調製施設（ライスセンター）の敷地約 2ha は、周辺農用地と一体的に保全する必要がある。

また、農用地区域内の農用地に隣接して設置される農業用倉庫等についても、一体的に保存する必要があることから、4.3ha を農用地区域に設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
育苗施設	東田原（大門）	358.0 m <sup>2</sup>	水稻の育苗
農業機械修理センター	東田原（大門）	407.2 m <sup>2</sup>	農機具の修理施設
ライスセンター	東田原（大門）	1,222.5 m <sup>2</sup>	米・麦の乾燥調製・集出荷施設
計		1,987.7 m <sup>2</sup>	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針  
該当なし。

## (2) 農業上の土地利用の方針

### ア 農用地等利用の方針

農業部門が農業として自立し、安定した産業として発展して町経済の基礎を支えるためには、物的条件としての基盤整備を着実に進めることと、人的条件としての営農体制を革新することが必要である。

現在、ほ場整備済み面積は約 372ha であり、農道・川・排水路の整備と並んで、今後もほ場整備を強力に推進することが必要である。

また、整備された基盤の能力をフルに引き出して効率的な農業を進めるために、集团的に存在する農用地で農地中間管理事業を活用して、担い手へ農地の集積・集約化を促進していくとともに、営農組織を育成し、大型農業機械及びスマート農業機械の導入により農業の効率化を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
八千種 1-1	61.3	61.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	61.6	61.6	0.0	0.0
八千種 1-2	152.9	152.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	153.9	153.9	0.0	0.0
田原 2-1	73.5	73.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	74.4	74.4	0.0	0.0
田原 2-2	96.6	96.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	0.0	97.7	97.7	0.0	0.0
福崎 3-1	38.0	38.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	38.3	38.3	0.0	0.0
福崎 3-2	81.7	81.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	82.1	82.1	0.0	0.0
福崎 3-3	47.2	47.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	47.5	47.5	0.0	0.0
福崎 3-4	16.1	16.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.1	16.1	0.0	0.0
合計	567.3	567.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	4.3	0.0	571.6	571.6	0.0	0.0

### イ 用途区分の構想

#### (ア) 八千種地区

本地区は、県営ほ場整備事業により、全ての整備が完了しており、水源にやや不安要素があるものの、水利施設、地形条件ともに完備している。土地改良区も解散し、八千種地区においてはパイプライン水利組合を設立して農業用水利施設の適切な維持管理を行っている。

今後は、優良な水田地帯として、農業法人等を中心に水稻と転作作物の営農体系を維持する。

用途区分としては、現況の農業用施設用地を除き、農地として利用する。

#### (イ) 田原地区

本地区は、田として水利条件は完備されており、田原東部地区県営ほ場整備事業が完了している。

また、南部については平坦地であり、市街化区域周辺で実施可能区域の土地改良事業推進を図らなければならない。

用途区分としては、農業用施設用地である J A 兵庫西のライスセンターを除き農地として利用する。

#### (ウ) 福崎地区

本地区は、田として水利条件も恵まれており、地形条件としても概ね平坦地であり、農業の近代化に対応する条件を備えている。

現在、田口、高岡、高橋、山崎、西治地区において新農業構造改善事業や土地改良総合整備事業等により約 85ha が完了している。

また、高岡・福田地区及び山崎地区においては、ほ場整備の推進に努めているところである。用途区分としては、現況の農業用施設用地を除き農地として利用する。

#### ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の土地基盤整備事業は、昭和46年度より県営ほ場整備事業を実施し、以後、各種事業により約372haが完了している。今後、効率の高い農業生産を進めていくには、農業生産基盤の整備を図ることによって、多くの優良農用地を確保し、集積・集約化していくことが必要不可欠である。ほ場整備可能面積約772haの地域全域のほ場整備事業を計画的に実施できるように努めていくとともに、将来の田畑輪換の確立に備えての暗きょ排水等の実施についても留意する。

また、安定した農業用水を確保するとともに、自然災害を未然に防止し、地域住民の生命と財産を守るため、ため池の整備・保全を推進する必要がある。現在、町が所管するため池の数は約200か所あり、うち貯水量1万トン以上のものが45か所にのぼるが、いずれも築造後150～200年を経っており、そのほとんどが土造りであり、全般的に老朽化が著しく、老朽度及び被害影響の点からみて緊急を要するものから年次的に改修する。

#### (ア)八千種地区

本地区は、県営ほ場整備事業により約210haが完了している。

また、農業集落排水については全地区において完了している。当地区において、今後は、優良農地の効率的な利活用について、集落営農組織等と協力して推進していく。

#### (イ)田原地区

本地区は、東田原、西田原、南田原の一部が県営及び団体営ほ場整備事業で完了している（約77ha）。

今後、土地改良事業を積極的に推進するとともに、市街化区域周辺地域についても他事業により農道整備や用排水路も改修し、地域の気運が高まれば面的整備を計画的に進め、農業経営の近代化を図る。

#### (ウ)福崎地区

本地区は、約85haのほ場整備が完了しているが、農用地面積約187haのうち約102haが未整備田となっているため、土地改良事業を積極的に推進するとともに、一部用排水路の未整備箇所があるため、かんがい排水事業の積極的な推進により、農業の近代化と同時に水害から地域を保全する。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営ほ場整備事業	区画整理 A=約52ha	桜・長野・神谷・福田・板坂	42.9ha	1	
〃	区画整理 A=約36ha	山崎	33.6ha	2	
〃	区画整理 A=約46ha	南田原	39.1ha	3	
ため池整備事業 (農村地域防災減災 事業)	ため池一式	直谷池(山崎)	21.9ha	4	

附図2号 農業生産基盤整備開発計画図

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の山林面積は約 2,459ha あり、町全体の 53.7% を占めるが、資産的保有傾向が強く、経営意欲の減退が強い。また、林業労働者の減少と高齢化が進み、後継者の育成が必要である。

今後は、森林環境譲与税を活用して私有林人工林の除間伐等の森林整備を進めていくとともに、松くい虫被害による枯れ松の処理や、県民緑税を財源とした森林の緑の保全・再生のための事業として、森林の防災面での機能を高める災害に強い森づくりを推進し、森林周辺の防災減災を図るとともに、豊かな自然と美しい景観の総合的な管理による保全と整備に努める。

### 4 他事業との関連

該当なし。

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

福崎町内の農用地も例に漏れず、高齢化・後継者不足により遊休農地や管理不十分な農地が増加傾向にあるが、ほ場整備済の土地については、集落営農組織等により何とか荒廃を免れているところである。

現在、ほ場整備事業は約64%が完了しているが、残りの地域についても引き続き地元へ積極的に働きかけ、生産基盤整備推進に努める。

### 2 農用地等保全整備計画

山間地の狭小な農用地については、遊休農地や管理不十分な農地が増加傾向にあり、有害鳥獣の被害発生源となっている。

今後、農産物への被害を食い止めるため、地元との協議を進め、国・県補助金を活用した防護柵設置等による対策を講じていく。

### 3 農用地等の保全のための活動

農業振興地域内農用地を有する地域においては、平成27年度に法制化された「多面的機能支払制度」により、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体等が幅広く参加する活動組織を編成し、農用地の保全活動に加え、水路、農道等施設の長寿命化に取り組む。

また、農村の自然や景観を守る地域共同活動も展開する。その活動対象となるエリア内の農用地については、遊休農地の解消に向けても取り組み、それ以外のエリアで周辺の農業経営に悪影響を及ぼすおそれのある遊休農地については、農業委員会から所有者・管理者への是正指導通知を行う。加えて、農業委員会において定例農地パトロール等を実施し、優良農地の保全に努める。

問題のある遊休農地等については、管理可能な担い手等への斡旋を図り、遊休農地の解消に努める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。